

臨床研修の見直し（案）について

「医師法第16の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令及び関連通知の一部改正（案）について」への意見

平成21年4月3日

全国医学部長病院長会議
会長 小川 彰

卒後臨床研修調整委員会
委員長 北村 聖

我が国の医学教育に関し責任を持ち、その改善に不断の努力を積み重ね、卒後臨床研修のあり方について長年にわたり検討し改善を求めてきた全国医学部長病院長会議と全国医学部長病院長会議卒後臨床研修調整委員会として意見を具申する。

本改正案の〈2 臨床研修病院の指定基準について（省令・通知の改正による）〉の基本的な考え方を「研修の質の向上のため、臨床研修病院の基準を強化するとともに、医療機関の連携によって、大学病院など地域の中核病院を中心とした臨床研修病院群の形成を推進する。」にすること。臨床研修制度のあり方等に関する検討会「臨床研修制度等に関する意見のとりまとめ」に明記されている『大学病院など』の文言を省令段階で削除することは許されない。大臣も参加し各界の有識者が参加した「臨床研修制度のあり方などに関する検討会」の議論を蔑ろにするものである。

大学病院の募集定員枠を削減しないこと。大学病院はそれ自体で研修を担う病院として位置づけられている。各々の大学病院はその教育環境と指導力を鑑みて最善の定員枠を設定し、それを充足するよう努力をしているところである。過去の実績により新たな定員を定める本改正案は、大学病院のこれまでの努力を否定し、教育資源の非効率的運用につながるものである。なお、都道府県別の募集定員の上限を設定することは医師の強制配置につながるおそれもあり慎重に制度設計される様強く要望する。

大学病院の診療の質の向上、ひいては研修の質の向上のために、財源措置を行うこと。この財源措置は一時的なものではなく恒常的なものであるべきであり、大学病院の診療報酬の恒常的な加点などが考えられる。

研修の質の向上のために、研修病院と研修施設における研修の内容と質を客観的に評価する仕組みを構築すること。また、研修の質の確保には症例数や指導医数など外形的要素も重要であり、例えば管理型研修病院は550床以上に限るといような対応が必要である。

大学病院における研修のプログラムや定員に関しては、地域の医療を担う教育病院との使命に鑑み、それぞれの地域性を考慮したきめ細かな配慮が必要である。